

2015（平成27）年11月26日

三芳町長

林 伊佐雄 様

三芳町補助金等検討委員会

職務代理	大和田	一紘
委員	蕪木	忠政
委員	隈	正雄
委員	寺井	融
委員長	林	清

2016（平成28）～2018（平成30）年度における 三芳町公募補助金の交付申請に対する評価判定結果の答申（付：提言）

「三芳町補助金等検討委員会」は、4年前の2011（平成23）年10月11日付けで設置されました。

約4年を経過した本年度は、当初委員5名中、委員3名（2014（平成26）年に1名、2015（平成27）年に2名）が入れ替わった結果、多様な視点での検討・評価ができたと思います。

個別の審査に関しては、過年度に確立した“三芳町方式”とも言うべき、新たな「補助金交付申請の評価判定基準」を用い補助金申請の評価判定を行いました。

このたび、貴職より当委員会に2015（平成27）年9月2日付けで諮問された「三芳町公募補助金申請」に関して、本日ここに、「答申」いたします。

1. 諮問から答申までの経過

当委員会の活動も5年目に入り、委員3名が入れ替わり事務局も新たになりました。委員委嘱及び諮問された9月2日に、2016（平成28）年度から2018（平成30）年度までの期間を対象とした公募補助金の交付申請5件の関係書類を受け取りました。

本年度の委員は忙しい方々が多く会議の日程確保に苦労しました。

2. 三芳町方式「評価判定基準」の全面適用

2012（平成24）年度に確立した、“三芳町方式”とも言うべき、新たな「補助金交付申請の評価判定基準」（別紙1）を適用し個別申請案件の判定評価を行いました。

今回も評価判定作業の進め方としては、次項に掲げる新「評価判定基準」の作業表を利用して、まず、「基本判定基準」として「公益性の判定」を行いました。

これは、地方自治法第232条の2（寄附又は補助）で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていることを厳格に捉えて、「入り口で整理する」ことを実行することとしたものです。

次いで、個別案件ごとに、個別判定基準として7項目の評価項目に沿ってそれぞれ評点し、それを、第一段階では、それぞれの委員ごとに集計して、評点区分を決めて、その後、第二段階として、全委員の評点を合計して、委員会としての総合評定を決定する流れを辿りました。

その過程で、申請案件に対する「総合評点」、「措置の方向性」や「伏在する問題点と改善の方向」についても、各委員間で擦り合わせを行って、最終答申として取りまとめました。

3. 今回申請案件に対する委員会の最終評価の結果

委員会の各申請に対する評価判定は、まず当該活動・事業に「公益性が有るか無いか」を判定し、公益性があると判定された申請に対して評点を付けるという順番で審査を行いました。

委員会全体として「公益性なし」と判断された案件は、「評点区分欄に「公益性なし」と記載された」の2件となりました。

今回の各案件の「総合評点」による区分は、以下のとおりでした。また、それぞれの申請に対する「措置の方向性」は、別紙2.「公募補助金申請の評価判定結果一覧」に表記しました。

<総合評定の結果>

- (1) 交付を行うべきもの（評点区分A）・・・1件
整理番号2番 「特定非営利活動法人 街のひろば」
- (2) 申請内容をさらに精査したのち補助決定すべきもの（評点区分B）・・・1件
整理番号1番 「三芳町傾聴ボランティアグループ「なごみ」」
- (3) 原則的には交付すべきではないもの（評点区分C）・・・1件
整理番号3番 「上富小学校PTA 緑化推進事業」
- (4) 公共性なしと判定されたもの（評点区分「公益性なし」）・・・2件
整理番号4番 「三芳町料理飲食店組合」
整理番号5番 「三芳町食品衛生協会」

4. 施策補助金に対する審査及び判定の必要性（再掲）

今年度の諮問書では、公募補助金申請に対する判断のみが記載されています。しかしながら、当委員会の発足当初は、施策補助金の継続の適否についても、審査及び判定を行いました。

前回の公募補助金の交付申請案件の評価判定の結果、かなりのものが、「公募補助」から「施策補助」への「切り替え」を「措置の方向性」として答申し、実行されました。

ここで注意しておきたいことは、金額面で見ると、施策補助金が圧倒的に多額であるということ

す。

町当局が、引き続き、財政運営の適正化を強く主張するのであれば、補助金の大部分を占めることとなる施策補助金の審査及び判定を、外部からの目線で厳格に行うことが不可欠であると考えます。当委員会として、敢えてこの機会に、再びこのことに言及し対処を促します。

5. 小額補助金の廃止への道筋を立てる必要性

小額補助金の一番の問題は、費用対効果が著しく悪くほとんどマイナスとなってしまいます。なお、ここでの費用とは申請団体が申請書を起案する作業及び町当局が当該提案を審査する作業等を含みます。

6. 公募補助金の補助期間を3年から2年に

補助金を交付した活動に対してもう少し短い周期での状況把握を行い場合によっては種々勧告を行うべきであると判断しました。また、2年後の目標（財政上の自立目標を含む）を掲げてもらい、毎年達成状況の報告を求める必要があります。

当委員会での審査を行って昨年で3年が経過し、3年間の補助を行った案件がほとんど再申請され、其の申請内容もほとんど変わらないという事実からの変更提案です。

7. 公募補助金の交付基準の明確化

現在の「三芳町公募補助金募集のご案内」では補助金交付基準が明確ではないので改定が必要です。たとえば、公益性のある活動とはどういうことで、どのようなことが行われていると公益性がなくなる等を具体的に示す必要があります。また、補助金は対象団体が補助金がなくては十分な活動ができないものを対象とします。さらに、将来的には自立し、補助金がなくても活動できるような計画を有することも評価します。

これらを、ホームページ及び広報に掲げ、毎年説明会を行うことがよいと思います。

8. 「三芳町公募補助金交付申請審査判定の考え方」の改定

「公益性なし」と判定された申請に対して、申請団体に連絡し申請の手直しを求める手順を削除します。

今回該当案件がありこの手順をとりましたが、当委員会の位置づけと日程的な制約で無理な手順であることが判明したためです。

改訂版を別紙4.として添付しました。

9. 結び

以上、当委員会は、外部委員会として審議を尽くし、この答申・提言を取りまとめました。

貴職におかれましては、この答申・提言に盛り込まれた私どもの率直な思いを正面で受け止めていただき、すみやかに果敢な措置を講じていただくよう、強く望むものであります。

終わりにになりましたが、三芳町の今後ますますのご発展を祈念して、本書の結びといたします。

以上